諮問番号:諮問第85号

答申番号:答申第85号

答申書

第1 審査会の結論

古賀市福祉事務所長(以下「処分庁」という。)が審査請求人に対して行った生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)は棄却するのが相当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

- 1 審査請求人の主張の要旨 本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。
- (1)本件処分は、私の厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された 保護決定処分であり、日本国憲法(以下「憲法」という。)第25条と法に違反する 違憲、違法な処分である。
- (2)審査請求人は、本件処分が行われる以前でも、毎日の食事や光熱費の支払いを捻出するのに精一杯であり、様々な工夫をしながら食費や光熱費を切り詰めて生活している。さらに、審査請求人は、食費や光熱費の支出へ生活保護費をまわす必要があるため、人付き合いを減らし親族の冠婚葬祭にさえ出席できなく成っている。本を買うこともできず、ましてや趣味に金銭をまわすことなど到底できない生活を送っている。
- (3)最近の生活保護費の減額は既に限度を超えており、憲法第25条1項の生存権の保障、同条2項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視し、法 そして憲法第25条に違反するものである。
- (4) 処分庁は、生活保護行政は法定受託義務なので、「生活保護法による保護の基準」 (昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)が変更になったら それに従うしかないと述べている。しかし、憲法第99条の憲法順守義務は地方公 務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた基準

が憲法に違反すれば、その基準には従うべきではない。

平成30年厚生労働省告示第317号による保護基準引下げが法との関係で違法になり、ひいては違憲になる場合、基準に従って保護支給額を削減することは、法及び憲法第25条に違反する。

生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では、保護基準の変更の適否も十分に争えるのであるから、審査請求でも保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた保護基準に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は 乗却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、①平成30年度改正後の保護基準は憲法又は法に違反するか。 ②本件処分に係る生活保護費の算定が、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点がないかという点にあるので、以下判断する。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定及び厚生労働大臣の合目的的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第45条第2項の規

定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和2年6月16日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和2年8月4日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

本件処分の前提である保護基準は法第8条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において一見重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものであることを前提として以下判断する。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は 認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員樋口 佳恵

委員谷本 拓也